

第2回 建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会 議事要旨

日 時 : 平成30年8月27日(月) 15:30 ~ 17:30

場 所 : 経済産業省別館104各省庁共用会議室

議事要旨 :

【鈴木大臣官房審議官挨拶】

- ・ 今年度は全国各地で大災害が発生しており、建設工事従事者の方々においては復旧・復興にご尽力頂いている中、安全及び健康が確保されているか気にかかる所。
- ・ 建設工事従事者が安心して働けるようにするためには、先の国会で成立した働き方改革関連法に基づく取組だけでなく、労災事故を予防し、死者を出さないことが重要。そのためには、安全衛生経費を確保し、下請まで含めて適切に支払われ、現場において対策が講じられることが重要。
- ・ 第1回検討会では、安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるような実行性のある施策に関し、様々なご意見を頂いた所。
- ・ 本日の検討会では、事務局で整理した第1回検討会でのご意見を踏まえ、今後の検討の進め方等について忌憚のないご意見を頂戴したい。

【大井室長】

- ・ 資料1-1及び1-2を説明

【矢野委員】

- ・ 事務局からの説明や第1回検討会に出した意見と重複する部分があるが、安全衛生経費の確保のためには、安全衛生経費の見える化を3段階で進めていくことが必要。
- ・ 見える化の第1弾である安全・健康経費の定義付けについてだが、安全衛生対策には法令に根拠のあるものとそれ以外のガイドライン等によるものとの2種類の区分がありえると考えるが、法令とは労働安全衛生法令に限らないと考える。例えば、建築基準法に施工令に基づく仮囲いや、じん肺法に基づく防塵マスクなどがある。また、国の標準仕様書における手すり先行工法など、公共工事ではこれらのガイドライン等によらなければ受け付けてくれない場合があり、民間の大規模工事では公共工事に準じた扱いをされているとも聞く。現在の直接工事費等に含まれているものも全て安全・健

康経費と位置づけるべきであると考え。

- ・ 前回の検討会でも示したが、全国仮設安全事業協同組合で安全・健康確保のために必要なものを一覧にしているの、いろいろな考え方があることを踏まえ、これも参考資料として議論していただければと思う。
- ・ また、安全関係では足場や支保工など、様々な設備があるが、そのものだけで安全効果が発揮できるわけではなく、設計・作業・設置労務・点検といったものが全て必要であり、こういったものにかかる費用は、安全・健康経費に含まれると考える。
- ・ 次に見える化の第2弾である、安全・健康経費をどのように位置づけるかについてだが、直接工事費、間接工事費と並んだ概念の安全・衛生経費という位置づけをすべきと考える。
- ・ 安全・衛生経費の内訳は、足場とか支保工等の材料費・労務費・設計費・点検費等を含んだ設備工事費と、現場管理費に含まれる教育・訓練等の費用、またこれら安全に関することを運営していくための管理費があるのではないか。これらを統合して安全・健康経費というふうに位置づけて検討すべきではないか。
- ・ 管理費の算出は、設備工事費と現場管理費を足して一定の率をかければよい。
- ・ 第3弾として、見積もりや積算、支払いに関する議論が必要である。元請から発注者、または一時下請から元請に対して提出する見積書において、安全・健康経費を別枠として明記することにより、発注者から下請まで「見える化」され、費用が確実に支払われること等が担保されるという流れとして考えられる。
- ・ 平成28年度に厚労省から建災防に委託された調査において、元請は安全と健康についてある程度意識しているが、経費の見積もりを実施している例が少ない理由として、安全経費というものの概念がよく分からない、面倒である、積算を元請に任せている等が回答となっている。安全・健康経費は何なのか、積算全体の中でどのような位置づけになっているかが不明確なため、安全・健康経費を軽視する傾向があるというのが全国仮設安全事業協同組合の考えの背景にある。
- ・ 積算に当たっては、公共工事の積算規準において、率方式と積み上げ方式の併用になっているので、同様にすればよい。
- ・ 確実な発注・支払いについては、発注者と元請けが契約した安全・健康経費の額が、一時下請以下で減額することなく支払われる仕組みが必要である。この点は是非とも議論してほしい。

- ・ 法令遵守の徹底については、単に法令を守れという通達を出すだけではなく、そのための具体的な手法として、ガイドラインなのか、法令改正が必要なのか、新たに法令を作るのかといったことを議論すべきである。

【田久委員】

- ・ 議論の参考として情報提供になるが、現在、厚生労働省で行われている一人親方のアンケートについて、全建総連として今時点で会員から出されている回答を集計した速報値だが、安全経費について契約を書面なしで行っているのが45.9%であった。また、全く請求したことがないという回答が23.2%、必要な経費をもらっているというのは26%ぐらいという結果となっている。
- ・ 経費に関しての考え方をきちんと整理して伝えない限りは広がらない。全建総連に加盟している組合では、きちんと請求していこうと言っているが、元請や一次下請、発注者においてもしっかり認識しなければならない。

【城戸委員】

- ・ 資料1-1に「発注者にも責任があるということを国土交通省から出して頂きたい」とか、「一人親方に関して法整備が必要」といった意見が出ているが、この検討会ではどこまで対象範囲を広げて議論するのか。
- ・ 安全衛生経費がしっかり支払われたとしても、現場で対策が実施される実効性がないと意味がないので、これをどう担保するかということが重要な柱だと考えるが、そういったことについてどこまで議論して行くのか。

【蟹澤座長】

- ・ 城戸委員の質問のように、法整備や一人親方といった、資料1-1の1ページに記載された内容も議論の対象ということによろしいか。

【大井室長】

- ・ 労働安全衛生法そのものは本検討会の検討範囲からは外れるが、安全確保の経費が一人親方を含む下請けまできちんと支払われる施策についてはこの検討会の議論の範囲と認識している。

【細谷委員】

- ・ 資料1-1の4ページにおいて、『足場や支保工、土留め等の「直接工事費」は～』とあるが、資機材の設置等の労務費は、請負契約を結ぶ中で見積りに含まれる直接工事費であるとする。
- ・ 同資料の6ページにおいて、法令に関する最低限の部分と、実施することが望ましい部分を書いても良いという意見があるが、まずは法令に義務づけのある項目から検討会で検討すべきである。それから現状普及している安全対策の項目を検討していくべきではないか。
- ・ 同資料の10ページにおいて、「二次以降の下請け業者において安全衛生経費を適切に記載した見積書の作成は困難ではないか」とあるが、一人親方を含む最終次まで見積りが提示される仕組みを作らなければならないと考える。
- ・ 同資料の12ページにおいて、「一定の率で支払う仕組み」とあるが、社会保険料は一定の率が決まっており算出が非常に容易だが、安全経費は工事の規模等によって変わるため、非常に難しいと考える。率を設定するのであれば正確性や信憑性に配慮して決めることが重要である。
- ・ 元請から下請への支払いに関する意見が出ているが、発注者から元請に支払う仕組みも考えていく必要がある。発注者から元請、元請から下請という形で流れていく仕組みを国交省が指導していかないと、金額の確保は難しいと思われる。

【矢野委員】

- ・ 安全衛生経費の範囲に関する意見が出ているが、配布されている資料3-2は「精査中」とされているが、根拠法令があるものであっても区分のところに印が打たれていないものがある。また、安全衛生法令以外にも安全に関する法令はある。安全衛生経費の範囲について議論するに当たって、この資料を元にする場合は慎重にして頂きたい。

【本山委員】

- ・ 矢野委員から安全・健康経費という言葉が出ており、従来の安全衛生経費から労働衛生を外して、健康という言葉を入れたのには意図があるか。近年、過労死や過労自殺

が問題とされており、健康づくりやメンタルヘルス対策といったことが積極的に言われているが、これを意識したもののか。

【矢野委員】

- ・ 本検討会は建設工事従事者の安全と健康の確保に関する法律、これに基づく基本計画といった流れの中にあると考えるが、ご指摘の趣旨も含めて、健康確保全般まで広げた方が良く意識している。ただし、ご指摘の内容が直ちに安全・健康経費の項目に入ってくるかは別途の議論と考える。

【蟹澤座長】

- ・ 各委員において安全・健康の確保が重要という認識は一緒だと思うが、対象として公共工事を見ているか、大規模元請の工事を見ているか、小規模な木建町場を見ているかは異なっているという意見もあり、対象によって議論が変わってくる。また、健康の問題は建設職人基本法で議論するのか、労働基準法の中に元来包含されていると考えるのか、整理すべきポイントはたくさんある。
- ・ 事務局の方で今後の検討の進め方の案を準備しているので説明頂きたい。

【大井室長】

- ・ 資料2を説明

【細谷委員】

- ・ 資料2 4ページにおいて、チェックリストの作成と書かれているが、チェックリストという名称ではなく、見積条件書の意味であると思う。内容の詳細は今後検討していけば良いが、一次から二次、二次から三次、最終次まで、どちらが何の対策について負担するのか明確な見積もり条件として提示されることで共有されるのではないかな。

【小岸委員】

- ・ 8月に有志の国会議員に随行し、ドイツ及びイタリアに調査に行ったが、両国において発注段階で安全衛生調整者と呼ばれるコーディネーターが、安全経費をはじめ、現場安全対策全体を取り仕切る仕組みを前提としていた。

- ・ イタリアでは、EU指令に基づく安全衛生経費にかかわる委任立法と大統領令の運用の実情について、国家機関である全国労働基準監督署を中心に調査を行った。イタリアでは、安全衛生経費に関する入札前のコーディネーターにおいて、計画査定が行われ、入札時の経費減額禁止などが確実に運用されていることがわかった。日本と置かれた状況は異なるが、議論の参考になると考える。
- ・ ドイツでは、建設業の保険組合等に確認したが、安全が認められないような現場は保険にも入れない。またEU指令によって、発注者がコーディネーターに現場の安全管理等を専任しなければならないが、安全に施工されていない場合は、発注者にも罰則等があるようであり、発注者に対する意識が日本と違う。こういった罰則等があれば、発注者も安全衛生経費に対する考え方が変わってくると考える。

【矢野委員】

- ・ 以前、国土交通省から安全衛生経費の検討に当たっては、外国の制度も調査すると聞いたことがあるが、小岸委員から報告があった内容も含め、本検討会では外国における制度を参考に議論する予定はあるのか。
- ・ 資料2の3ページにおいて、手法の例に関し、元請・下請では通知やガイドラインといった記載例があるが、発注者や国民にはガイドラインの記載がないが、今後の検討ではターゲットを絞って行うのか。あくまでも例示であって幅広く意見を受け付けるのか。
- ・ 安全衛生経費の対象として、安全衛生法令に義務づけのある事項から先行して行うのは仕方がないが、労働安全衛生法以外の法令に基づくものもあるため、そこまで手を広げるべきである。
- ・ 繰り返しになるが、配布されている費用項目の一覧において法令に根拠があるはずのものに印がついていない中で議論を進めるのは片手落ちである。

【天野企画専門官】

- ・ 後ほどスケジュールにて説明するが、本検討会の議論になると考えられる事例、類似施策等について、レビューの時間を設け、必要であれば海外事例も対象となる。
- ・ 資料2の手法の例については、検討会のアウトプットはこれに限られない。検討すべき事項やその優先順位等について委員からご意見を頂きたい。

- ・ 労働安全衛生法以外の法令に基づく安全と健康に関わる対策については、それが建設業法上必要とされる最低限の経費に含まれるものと解されるか検討したい。
- ・ 資料3-2については、精査中であり、ご指摘の事項についても精査の上、修正する。

【山谷委員】

- ・ 「実効性のある施策」について、安全衛生経費の計上と支払いが下請まできちんと支払われるということの実効性だけでなく、支払われた経費がハード対策や活動経費として使われ安全衛生管理がきちんに行われるということの実効性があると考えます。
- ・ 発注者と元請が安全衛生管理の状況をチェックし、悪質な業者に対しては指導する、場合によっては費用の返還や契約の解除を行うということまでできる仕組みを作ることが重要ではないかと考える。

【藤井委員】

- ・ 元請の立場としての意見となるが、元請と下請で必要な安全衛生対策の金額を明示的に共有することについて、材料や機械などは区分することができると思うが、その労務費については施工と一体となってやるもので、明確に分離して金額を計上するのは現実的ではないと思う。
- ・ チェックリストを活用し、見積もり条件としてどちらが負担するかを明確にし、安全経費に関する労務費は施工単価に含むとするのが現実的ではないか。
- ・ 例えば、鉄筋とか型枠を組む場合、足場の一部を分解して復旧する作業の中で必要な作業スペースを取るために、カラーコーンを配置・撤去するのにどれだけの人工がかかるのか、親綱を張ったり安全帯をかけるのにどれだけの人工がかかるのかということまで出すのは、一連の作業の中でやっており、難しいのではないかと考える。

【矢野委員】

- ・ 建災防が平成25年度に示された費用負担の区分表でも、一連の作業にかかるものという今のご指摘に該当する項目は含まれていると思う。また、負担区分は明確にできているのではないかと考える。

【佐々木委員】

- ・ 実態把握項目として、一人親方の実情が上がっているが、一人親方や中小事業主等については労働安全衛生法の労働者ではないため、死傷病報告をする対象者となっておらず、実態の把握についてブラックボックスとなっている。一人親方や中業事業主等でどの程度、労働災害が起きていて、その割合が普通の労働者と比較して高いのか低いのか、それにより実効性のある施策の打ち方も変わってくる。そういったことやその原因まで今回の実態把握で対象とするのか。

【大井室長】

- ・ 一人親方の実態把握は非常に困難を伴うものと考え留意事項としているが、建設職人基本法の対象者は建設工事従事者であり、一人親方も含んでいることから、施策を検討していく必要があると認識している。関係団体等から助言を請けながら、検討の方向性について考えていきたい。

【矢野委員】

- ・ 木造建築を中心とする小規模の現場において、前回も説明したように労働災害が多く発生していることを踏まえ、全国中小建築業連合会の意見も聞く機会を設けてはどうか。

【蟹澤座長】

- ・ 一人親方の実態について、木建、町場とゼネコンでやるような野帳場では全く異なると思うが、ある程度実態を把握する必要がある。
- ・ 本日の検討会で提示された論点については、各委員において所属される組織に持ちかえって検討して頂きたい。
- ・ 委員から意見のあった海外の事例については、発注がCM方式や直営方式であったり、元請業者に労働者がいるかないか等、背景となる制度が大きく異なるので、その違いを踏まえた上での事例として、研究関係やオブザーバー等で情報をお持ちであれば、次回以降の検討会で提示をお願いします。
- ・ 発注者責任という観点では、例えば直轄工事では発注者がかなり関与しており、それに準ずる道路、鉄道業者を対象に、実態の把握をお願いしたい。

【天野企画専門官】

- ・ 資料 3-1 から 3-3 までを説明

【小岸委員】

- ・ 小規模な会社は国からこういった調査が来るだけで構えてしまい、何かやってしまったのかと不安になる。2, 3人くらいの事業者が調査対象になったとして、彼らは積算、契約等の実情という言い方をされてもよく分からない。そういった事業者でも回答でき、その意見を反映することができるように、かみ砕いた内容にするなど工夫してほしい。

【蟹澤座長】

- ・ やり方として、まず簡単に答えられる質問に答えてもらい、さらに細かい内容に回答可能な者は、残りの質問に答えてもらうという調査項目の組み立て方が考えられる。調査の分量には限界があるので、サンプル数を優先する部分は極めて簡単にする等、委員のご意見や調査目的を踏まえ事務局と調整していく。

【矢野委員】

- ・ 資料 3 には調査対象として元請・下請しか書いていないが、発注者に関わることや一人親方に関する意見を意見出しして、この検討会の論点として取り上げられることはあるのか。

【天野企画専門官】

- ・ ご意見については幅広く頂いた上で、どの分野から手をつけていくかということについては、ご意見を踏まえ座長と相談して決めていきたい。
- ・ 一人親方については調査の仕方が難しく、サンプリングして調査対象を定め調査票を届ける方法から、関係団体のご意見を踏まえ検討していく必要がある。

【蟹澤座長】

- ・ 役所としては、業法の所管上、建設業許可を持っている者に対し、恣意性を排除したサンプリングにより調査を行うという立て付けになるのだと思う。

- ・ 一方で、建設業許可を有さない一人親方の調査が必要というご意見があれば、調査対象の選定、確保の方法から委員の意見を頂き、誰でも回答可能な簡単な調査票を設計し、業界団体を通じて参考調査として行う等も考えられる。これまでの議事と併せてご意見を頂きたい。

【本山委員】

- ・ この調査計画については、建設業法に基づき、元請・下請のガイドラインが既にあるため、これを根拠において調査を進めれば実現可能ではないか。
- ・ 一方で、発注者への調査というのは非常に難しいと思われるので、議論が必要。対処として公共工事、民間工事を含めるのであれば調査方針を定めた方が良い。

【城戸委員】

- ・ 事業場からすると、わからなかったり、答えづらいことも含まれているため「不明」といった選択をいれても良いかもしれない。また、調査結果は一般にも公表するのか。

【蟹澤座長】

- ・ 世論にきちんと実態を知ってもらい、対策の必要性を説明するためにも、統計処理を行った上で公表する必要がある。

【細谷委員】

- ・ そうであれば、いずれは発注者から元請けに払われる仕組みも必要であり、発注者についても調査すべき問題だと思う。

【蟹澤座長】

- ・ 発注者に直接という方法もあるし、調査対象の元請・下請から見て発注者はどうだったかというのを調べることもできるのではないかと。民間発注者では、総価請負契約の中でゼネコンに任せているので関係ないというかもしれないが、そういった意見も含めて実態をつかむ工夫はしたい。

【田久委員】

- ・ 一人親方の調査を行う場合、全建総連傘下にも一人親方労災加入者がいるので、そこからの抽出は可能ではないか。また、その他にも、一人親方団体をつくって特別加入を含めて実施しているところもあるので、そういうところでの調査はできるのではないか。
- ・ 元下間のやりとりが適切にできているのかを調査するのであれば、町場で働いている組合員を想定した場合、調査に答えるのが難しいと想定されるので、公共も含めゼネコン大手の現場で働いている一人親方を対象に実態を把握する方が良いのではないか。

【矢野委員】

- ・ 一人親方の調査をやるのであれば、全国中小建築工事業団体連合会が大工で構成される団体であり、一人親方が多く加盟しているので協力してもらうのが良いのではないか。
- ・ そこまで高所というわけではない家屋の屋根や現場の端部からの墜落・転落で亡くなっている方もいることを踏まえ、大手がやっている優良な現場を対象にするよりも、調査は難しいと思うが、町場の一人親方についての実態把握が必要ではないか。

【蟹澤座長】

- ・ 一人親方の実態把握がどこまで必要かという点については、委員の意見を踏まえ事務局と検討したい。
- ・ 調査の実施に当たっては、特定のバイアスがかからないよう、役所の関係部局や建災防を通じるなり工夫したい。

【天野企画専門官】

- ・ 資料4を説明

【蟹澤座長】

- ・ 海外事例については研究機関や、委員が所属する団体の関係団体等にもあるので、情報提供をお願いしたい。

— 了 —